

介護サービス事業者自主点検表

(令和6年5月版)

訪問介護

及び

訪問介護相当サービス（第一号訪問事業）

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

＜運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について＞

現行 自主点検表に記載し紙で提出

変更 【提出用】に記載(入力)し、【提出用】のみを提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を【提出用】に記載(入力)してください。

- ① 定期的に自主点検を実施し、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに【提出用】を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和6年度改正に係る部分です。
- ⑥ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑦ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑧ この自主点検表は、指定訪問介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問介護事業者が指定訪問介護相当サービス(指定第1号訪問事業)事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問介護の事業と指定訪問介護相当サービス(指定第1号訪問事業)の事業とが同一の事業所において一体的に

運営されている場合には、指定訪問介護相当サービス(指定第1号訪問事業)についても指定訪問介護の運営基準等に準じて(原則、指定訪問介護を指定訪問介護相当サービス(指定第1号訪問事業)に読み替えて)一緒に自主点検してください。なお、指定訪問介護相当サービス(指定第1号訪問事業)に関する記載の部分は網掛にて表示してあります。

また、指定共生型訪問介護事業所については、「訪問介護」を「共生型訪問介護」に読み替えて点検してください。なお、明朝体で書かれた部分については、共生型訪問介護独自の基準等ですので、当該部分については、指定共生型訪問介護事業所のみ点検してください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成31年3月29日甲府市条例第4号)
基準要綱	甲府市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成28年2月1日福第2号)
実施要綱	甲府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年3月1日福第4号)
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行令	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平27厚労告93	厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年3月23日厚生労働省告示第93号)
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平24厚労告118	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平24厚労告120	厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
令3厚労令71	介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第71号)
令3厚労告72	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第72号)
令3老認発0319	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)
平27厚労告92	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成27年3月23日厚生労働省告示第92号)
令3厚労令9	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

令6厚労令16	<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)</u>
令6厚労告84	<u>介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年3月15日厚生労働省告示第84号)</u>
令6老認発0315 第5	<u>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項につ(令和6年3月15日老認発0315第5号)</u>

介護サービス事業者自主点検表 目次

項目	内 容
第1	一般原則
1	一般原則
第2	基本方針
2	基本方針
第3	人員に関する基準
3	用語の定義
4	従業者の員数等
5	訪問介護相当サービス事業の人員基準
6	管理者
7	共生型訪問介護の人員基準
第4	設備に関する基準
8	設備及び備品等
9	訪問介護相当サービス事業の設備基準
10	共生型訪問介護の設備基準
第5	運営に関する基準
11	内容及び手続きの説明及び同意
12	提供拒否の禁止
13	サービス提供困難時の対応
14	受給資格等の確認
15	要介護認定の申請に係る援助
16	心身の状況等の把握
17	居宅介護支援事業者等との連携
18	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
19	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
20	居宅サービス計画等の変更の援助
21	身分を証する書類の携行
22	サービスの提供の記録
23	利用料等の受領
24	保険給付の請求のための証明書の交付
25	訪問介護の基本取扱方針
26	訪問介護相当サービスの基本取扱方針
27	訪問介護の具体的取扱方針
28	訪問介護相当サービスの具体的取扱方針
29	訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点
30	訪問介護計画の作成
31	喀痰吸引等について
32	同居家族に対するサービス提供の禁止

項目	内 容
33	利用者に関する市町村への通知
34	緊急時等の対応
35	管理者及びサービス提供責任者の責務
36	運営規程
37	介護等の総合的な提供
38	勤務体制の確保等
39	業務継続計画の策定等
40	衛生管理等
40-2	新型コロナウイルス感染症対策
41	掲示
42	秘密保持等
43	広告
44	不当な働きかけの禁止
45	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
46	苦情処理
47	地域との連携等
48	事故発生時の対応
49	虐待の防止
50	会計の区分
51	記録の整備
52	共生型訪問介護の運営基準
第6	変更の届出等
53	変更の届出等
第7	その他
54	介護サービス情報の報告及び公表

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第1 一般原則			
1 一般原則 (高齢者虐待の防止)	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例 第3条第3項 平11厚令37 第3条第3項
	④ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待 防止法第5条
	【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等が)当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待 防止法第2条
	⑤ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報していますか。	はい・いいえ 事例なし	高齢者虐待 防止法第7条・21 条
	⑥ 高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待 防止法第20条
	⑦ サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。	はい・いいえ	条例 第3条第4項 平11厚令37 第3条第4項 平11老企25 第3の一の3(1)
⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過していない者が、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。	はい・いいえ	条例第4条 【独自基準(市)】	
第2 基本方針			
2	事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。	はい・いいえ	条例第5条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
基本方針	<p>〔訪問介護の基本方針〕 訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならぬ。</p> <p>〔訪問介護相当サービスの基本方針〕 訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。</p>		<p>平 11 厚令 37 第 4 条</p> <p>基準要綱第 4 平 18 厚労令 35 第 4 条(旧)</p>
第3 人員に関する基準			
3 用語の定義	<p>【「常勤」(用語の定義)】 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、<u>その他の事業所を含む。</u>)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従業者が労働基準法第65条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限ります。)の規定により、同条第2号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p> <p>※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者(施設長)のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限ります。 同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務(看護、介護、機能訓練、相談業務など)は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。</p>		<p>平 11 老企 25 第 2 の 2 の(1)(3)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令					
	<p>【「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義)】 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>【「常勤換算方法」(用語の定義)】 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員と看護師等を兼務する場合、訪問介護員の勤務延時間数には、訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。</p>		<p>平11老企25第2の2の(4)</p> <p>平11老企25第2の2の(1)</p>					
<p>4 従業者の員数等 (1) 訪問介護員等</p>	<p>① 事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上配置していますか。(前月の実績を枠内に記入してください。)</p> <table border="1" data-bbox="293 1106 1158 1240"> <tr> <td style="text-align: center;">訪問介護員等の勤務延時間数 時間</td> <td style="text-align: center;">÷</td> <td style="text-align: center;">常勤者の勤務すべき時間数 時間</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">常勤換算 人</td> </tr> </table> <p>(例) (4週 計 520h) (週 40h × 4週 = 160h) (3.25 → 3.2人)</p> <p>※ 勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等についての勤務延時間数の算定は次のとおりとします。 ア 前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。) イ 当該訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所については、確実に稼働できる時間として勤務表に明記された時間数(実態と乖離したものでないこと。)</p>	訪問介護員等の勤務延時間数 時間	÷	常勤者の勤務すべき時間数 時間	=	常勤換算 人	<p>はい・いいえ</p>	<p>条例第6条第1項 平11厚令37第5条第1項</p> <p>平11老企25第3の一の1(1)②</p>
訪問介護員等の勤務延時間数 時間	÷	常勤者の勤務すべき時間数 時間	=	常勤換算 人				
<p>(共生型は項目7のとおり)</p>	<p>② 訪問介護員等は、次のいずれかに定める者ですか。 ア 介護福祉士 イ 看護師、准看護師 ウ 実務者研修修了者 エ 介護職員初任者研修課程を修了した者 オ 生活援助従事者研修を修了した者(生活援助中心型サービスのみに従事可能)</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>法第8条第2項 施行令第3条 施行規則第22条の23 介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係) (平24老振発0328第9号)記の6</p>					

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令				
	<p>※ 介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行の際(平成25年4月1日)、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び2級課程(以下「旧課程」という。)を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。</p> <p>また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したのものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。</p>		<p>介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係)(平24老振発0328第9号)記の6</p>				
<p>(2) サービス提供責任者 (共生型は項目7のとおり)</p>	<p>① 常勤の訪問介護員等であって、専ら訪問介護の職務に従事するもののうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。(直近の実績を枠内に記入してください。)</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">前三月の実利用者数の平均</td> <td style="padding: 5px;">人</td> <td style="padding: 0 10px;">÷ 40人 =</td> <td style="padding: 5px;">人</td> </tr> </table> <p>(例) (70人) (2人…常勤のみの場合) (1.8…非常勤も含む場合)</p> </div> <p>※ 利用者について 当該事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問介護相当サービス(第1号訪問事業)の指定事業者の指定を併せて受け、かつ、これらが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該訪問介護相当サービスの利用者を含みます。</p> <p>※ サービス提供責任者の具体的取扱い ア 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。 イ 利用者の数については、前三月の平均値を用います。 この場合、前三月の平均値は、暦月ごとの実利用者数を合算し、3で除した数とします。 なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定します。 ウ 通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算します。</p> <p>※ 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができるとされましたが、その具体的取扱いは次のとおりです。 なお、非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所において定められている勤務時間が、常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者でなければなりません。</p> <p>ア 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができます。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)以上とします。</p> <p>イ アに基づき、常勤換算方法とする事業所については、次に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置してください。</p> <p>a 利用者の数が40人を超え、200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1人を減じて得られる数以上</p> <p>b 利用者の数が200人を超える事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数の3分の2(1の位に切り上げた数)以上</p>	前三月の実利用者数の平均	人	÷ 40人 =	人	<p>はい・いいえ</p>	<p>条例 第6条第2項 平11厚令37 第5条第2項</p> <p>条例 第6条第3項 平11厚令37 第5条第3項 平11老企25 第3の一の1(2) ①</p> <p>平11老企25 第3の一の1(2) ②</p> <p>3</p>
前三月の実利用者数の平均	人	÷ 40人 =	人				

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>② 次の要件をすべて満たす事業所において、①の規定にかかわらず、サービス提供責任者を利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上としていますか。</p> <p>ア 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置していること。</p> <p>イ サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置していること。</p> <p>ウ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていること。</p> <p>※ イの「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が1月あたり30時間以内であることをいいます。</p> <p>※ ウの「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員の勤務調整(シフト管理)について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 ・ 利用者情報(訪問介護計画やサービス提供記録等)について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制(主担当や副担当を定めている等)を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。 <p>この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、①の規定に関わらず、別に示されたサービス提供責任者数(平11老企25の別表1を参照。)を配置するものとします。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第6条第5項 平11厚令37 第5条第5項 平11老企25 第3の一の1(2) ③</p>
	<p>③ サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する専従で常勤の職員から選任していますか。</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ 看護師等(看護師、准看護師)</p> <p>ウ 実務者研修修了者</p> <p>エ 旧介護職員基礎研修課程を修了した者</p> <p>オ 訪問介護に関する旧1級課程を修了した者</p> <p>※ 同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。この場合、それぞれの職務については、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者については、それぞれの事業所における常勤要件を満たします。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第6条第4項 平11厚令37 第5条第4項 平11老企25 第3の一の1(2) ④ 平24厚労告 118</p> <p>平11老企25 第3の一の 1(2)④口</p>
5 訪問介護相当サービス事業の人員基準	<p>項目4と同様の基準を満たしていますか。</p> <p>※訪問介護相当サービス事業者が訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、利用者の数には、指定訪問介護の利用者を含みます。</p>	はい・いいえ	<p>基準要綱第5 平18厚労令35 第5条(旧)</p>
6 管理者 (共生型は 項目7のと おり)	<p>事業所ごとに専従で常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>なお、管理者は、訪問介護員等である必要はありません。</p>	はい・いいえ	<p>条例第7条 平11厚令37 第6条</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>ア 当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 イ 他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。)</p>		平 11 老企 25 第 3 の一の 1(3)
7 共生型訪問介護の人員基準	<p>① 指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該事業所の利用者数とした場合に、当該事業所として必要とされる数以上配置していますか。</p> <p>② サービス提供責任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者(障害者及び障害児)及び共生型訪問介護の利用者(要介護者)の合計数が、40 又はその端数を増すごとに1人以上としていますか。</p> <p>※ 共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えありません。</p> <p>※ サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たします。</p> <p>③ 事業所ごとに専従で常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。</p> <p>※ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はありません。</p> <p>ア 当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	はい・いいえ	<p>条例第 44 条第 1 号 平 11 厚令 37 第 39 条の 2 平 11 老企 25 第 3 の一の 4(1)①</p> <p>条例第 45 条 準用 (第 6 条第 2 項) 平 11 厚令 37 第 39 条の 3 準用 (第 5 条第 2 項) 平 11 老企 25 第 3 の一の 4(1)②</p> <p>条例第 45 条 準用 (第 7 条) 平 11 厚令 37 第 39 条の 3 準用 (第 6 条) 平 11 老企 25 第 3 の一の 4(1)③</p>
第4 設備に関する基準			
8 設備及び備品等 (共生型は項目 10 のとおり)	<p>① 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画を設けていますか。</p> <p>※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。</p>	はい・いいえ	条例第 8 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 7 条 平 11 老企 25 第 3 の一の 2(1)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとします。		平11老企25第3の一の2(2)
	② 訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。	はい・いいえ	条例第8条第1項 平11老企25第3の一の2(3)
	※ それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。		
9 訪問介護相当サービス事業の設備基準	項目8と同様の基準を満たしていますか。	はい・いいえ	基準要綱第7 平18厚労令35第7条(旧)
10 共生型訪問介護の設備基準	指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。	はい・いいえ	平11老企25第3の一の4(2)
第5 運営に関する基準(★訪問介護相当サービス・共生型訪問介護も点検してください。)			
11 内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例第9条第1項 平11厚令37第8条第1項
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 訪問介護員等の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) 等		平11老企25第3の一の3(2)
	※ 同意は、利用者及び訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認してください。		
	※ パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。		
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		平11老企25第3の一の3(19)①
12 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	はい・いいえ	条例第10条 平11厚令37第9条 平11老企25第3の一の3(3)
	※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。		
	※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		
13 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第11条 平11厚令37第10条 平11老企25第3の一の3(4)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
14 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	条例 第12条第1項 平11厚令37 第11条
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ	条例 第12条第2項
15 要介護認定の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例 第13条第1項 平11厚令37 第12条 平11老企25 第3の一の3(6)
	② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例 第13条第2項
16 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	条例第14条 平11厚令37 第13条
17 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下この点検表において「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第15条第1項 平11厚令37 第14条
	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	条例 第15条第2項
18 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 ※ 利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、利用申込者が居宅介護支援を受けることについてあらかじめ市町村に届け出していない、または当該サービスが居宅サービス計画の対象となっていないときです。	はい・いいえ 事例なし	条例第16条 平11厚令37 第15条 平11老企25 第3の一の3(7) 施行規則 第64条
19 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	条例第17条 平11厚令37 第16条
20 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合があります。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範	はい・いいえ	条例第18条 平11厚令37 第17条 平11老企25 第3の一の3(8)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>圏内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行わなければなりません。</p>		
21 身分を証する書類の携行	<p>訪問介護員等に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p>※ 当該証書等には、当該訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p>	はい・いいえ	<p>条例第19条 平11厚令37 第18条</p> <p>平11老企25 第3の一の3(9)</p>
22 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。</p> <p>※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。</p> <p>※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <p>ア 訪問介護の提供日 イ サービスの内容(例えば身体介護、生活援助、通院等乗降介助の別) ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項</p>	はい・いいえ	<p>条例 第20条第1項 平11厚令37 第19条</p> <p>平11老企25 第3の一の 3(10)①</p>
	<p>② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等として記録すべき事項は次のとおりです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの提供日 ・ 具体的なサービスの内容 ・ 利用者の心身の状況 ・ その他必要な事項 <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は5年間保管しなければなりません。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第20条第2項</p> <p>平11老企25 第3の一の 3(10)②</p> <p>条例 第43条第2項 【独自基準 (市)】</p>
23 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第21条第1項 平11厚令37 第20条</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 利用者へ、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第21条第2項</p> <p>平11老企25 第3の一の 3(11)②</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	ウ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。		
	③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	はい・いいえ 事例なし	条例 第 21 条第 3 項 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(11)③
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例 第 21 条第 4 項 平 11 老企 25 第 3 の一の(11) ④
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法 第 41 条第 8 項
	⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ※ 医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 〔参考〕 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号、平成 28 年 10 月 3 日事務連絡） ※ 領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。	はい・いいえ	施行規則 第 65 条
24 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例第 22 条 平 11 厚令 37 第 21 条 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(12)
25 訪問介護の基本取扱方針	① 訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ	条例 第 23 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 22 条
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 ※ 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図ってください。	はい・いいえ	条例 第 23 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(13)①
26 訪問介護相当サービスの基本取扱方針	① 訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第 38 第 1 項 平 18 厚労令 35 第 38 条(旧)
	② 自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第 38 第 2 項
	③ サービス提供に当たり利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第 38 第 3 項
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第 38 第 4 項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第38第5項
27 訪問介護の 具体的取扱 方針	① サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第24条第1号 平11厚令37 第23条
	② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第24条第2号
	③ <u>指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。</u>	いいえ	条例 第24条第3号 平11老企25 第3の一の 3(13)③
	④ <u>緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</u>	はい・いいえ	条例 第24条第4号 平11老企25 第3の一の 3(13)③
	※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。		
	⑤ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 ※ 常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。	はい・いいえ	条例 第24条第3号 平11老企25 第3の一の(13) ②
	⑥ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第24条第4号
28 訪問介護相 当サービスの 具体的取扱 方針	① サービスの提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第1項 平18厚労令35 第39条(旧)
	② サービス提供責任者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成していますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第2項
	③ 訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第3項
	④ サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ※ 交付した訪問介護相当サービス計画は、5年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	基準要綱 第39第4項
	⑤ サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第5項
	⑥ サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第6項
	⑦ 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第7項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	⑧ 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第8項
	⑨ サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第9項
	⑩ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第10項
	⑪ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第11項
	⑫ ①から⑩は、訪問介護相当サービス計画の変更の際も行っていますか。	はい・いいえ	基準要綱 第39第12項
29 訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点	訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っていますか。 ア サービス提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえて、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。 イ 事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。	はい・いいえ	基準要綱 第40第 平18厚労令35 第40条(旧)
30 訪問介護計画の作成	① サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成していますか。 ※ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にしてください。 ※ 訪問介護計画には、次の内容を明らかにしてください。 ア 援助の方向性や目標 イ 担当する訪問介護員等の氏名 ウ サービスの具体的内容 エ 所要時間 オ 日程 等	はい・いいえ	条例 第25条第1項 平11厚令37 第24条 平11老企25 第3の一の 3(14)① 平11老企25 第3の一の 3(14)①
	② 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	はい・いいえ	条例 第25条第2項 平11老企25 第3の一の 3(14)②
	③ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ていますか。 ※ サービス提供責任者は、訪問介護の実施状況や評価についても利用者又はその家族に説明を行ってください。	はい・いいえ	条例 第25条第3項 平11老企25 第3の一の 3(14)③
	④ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付していますか。 ※ 交付した訪問介護計画は、5年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	条例 第25条第4項 条例 第43条第2項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
			【独自基準(市)】
	⑤ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例第25条第5項
	⑥ ①～④は、訪問介護計画の変更の際も行っていきますか。	はい・いいえ	条例第25条第6項
	⑦ サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	平11老企25第3の一の3(14)⑤
	⑧ 訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	平11老企25第3の一の3(14)⑥
	※ 居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえたものです。		平11年厚令38第13条第12号 (指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)
31 喀痰吸引等について (該当事業所のみ記入してください)	① 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わせていますか。	はい・いいえ 事例なし	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、48条の3
	② 事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。)	はい・いいえ	同法施行規則第26条の2、第26条の3
	③ 介護福祉士(認定特定行為業務従事者)による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。また、指示書は次のとおりとなっていますか(該当項目にチェック)。 <input type="checkbox"/> 医師の指示書が保管されている。 <input type="checkbox"/> 指示書は有効期限内のものとなっている。(有効期限は6か月)	はい・いいえ	平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)
	④ 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士(認定特定行為業務従事者)と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。	はい・いいえ	
	⑤ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	はい・いいえ	
	⑥ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	はい・いいえ	
	⑦ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	はい・いいえ	
	⑧ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的で開催していますか。	はい・いいえ	
	⑨ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	はい・いいえ	
32 同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせていませんか。	いない・いる 事例なし	条例第26条 平11厚令37第25条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
33 利用者に関する市町村への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしに訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	いない・いる 事例なし	<p>条例第 27 条 平 11 厚令 37 第 26 条 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(15)</p>
34 緊急時等の対応	<p>訪問介護員等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p>	はい・いいえ	<p>条例第 28 条 平 11 厚令 37 第 27 条 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(16)</p>
35 管理者及びサービス提供責任者の責務	<p>① <u>管理者の責務は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。</u></p>	はい・いいえ	<p>条例 第 29 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 28 条 平 11 老企 25 第 3 の一の 3 (17)</p>
	<p>② 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第 29 条第 2 項</p>
	<p>③ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っていますか。</p> <p>ア 訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>ウ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>エ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>オ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>カ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>キ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>ク 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>ケ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p> <p>※ 複数のサービス提供責任者を配置する事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも 1 人のサービス提供責任者が当該業務のすべてを行う必要はありません。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第 29 条第 3 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(17)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 上記③ウにおいて、サービス提供責任者は居宅介護支援事業者等に対して、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされていますが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えありません。</p> <p>必要な情報の内容については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している。 ・ 薬の服用を拒絶している。 ・ 使いきらないうちに新たな薬が処方されている。 ・ 口臭や口腔内出血がある。 ・ 体重の増減が推測される見た目の変化がある。 ・ 食事量や食事回数に変化がある。 ・ 下痢や便秘が続いている。 ・ 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある。 ・ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない。 <p>等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられますが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとします。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業者等と調整しておくことが望ましいです。</p> <p>※ サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければなりません。</p> <p>※ 平成30年度以降、生活援助中心型のみに従事することができる生活援助従事者研修修了者が従事できるようになることから、当該研修修了者を含む訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことがない者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどのOJTを通じて支援を行うこととします。また、緊急時の対応等についてもあらかじめ当該訪問介護員等に指導しておくこととします。</p> <p>さらに、生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介護員等が生活援助中心型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行うこととします。具体的には、生活援助中心型のみ利用している利用者に対する指定訪問介護に従事させることなどが考えられます。</p>		<p>平11老企25 第3の一の 3(18)</p>
36 運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 緊急時等における対応方法</p> <p>キ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ク その他運営に関する重要事項</p> <p>※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p>	はい・いいえ	<p>条例第30条 平11厚令37 第29条</p> <p>平11老企25 第3の一の 3(19)①</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 工の「訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものです。</p> <p>※ 工の「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問介護に係る利用料（1 定割、2 割又は 3 割負担）及び法代理受領サービスでない訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> <p>※ オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて訪問介護が行われることを妨げるものではありません。</p> <p>※ キの「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。 なお、虐待防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化されました。（令和6年3月31日まで努力義務）</p> <p>※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。</p>		<p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)②</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)③</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(18)④</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)⑤</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)</p>
37 介護等の総合的な提供	<p>訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏っていませんか。</p> <p>※ 「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当します。</p> <p>※ 通院等のための乗車又は降車の介助を行う訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければなりません。</p>	いない・いる	<p>条例第 31 条 平 11 厚令 37 第 29 条の 2</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(20)</p>
38 勤務体制の確保等	<p>① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。</p> <p>※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。</p> <p>ア 労働契約の期間に関する事項</p> <p>イ 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準</p> <p>ウ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項</p> <p>エ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項</p> <p>オ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項</p> <p>カ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p> <p>キ 昇給の有無(※) ク 退職手当の有無(※)</p> <p>ケ 賞与の有無(※) コ 相談窓口(※)</p> <p>※ 非常勤職員のうち、短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者)に該当</p>	はい・いいえ	<p>労働基準法 第 15 条 労働基準法施行規則 第 5 条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則 第 2 条</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。</p>		
	<p>② 利用者に対し適切な訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めていますか。</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にする必要があります。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第32条第1項 平11厚令37 第30条 平11老企25 第3の一の 3(21)①</p>
	<p>③ 当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。</p> <p>※ 当該事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指します。</p> <p>なお、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第32条第2項 平11老企25 第3の一の 3(21)②</p>
	<p>④ 訪問介護員等の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第32条第3項 平11老企25 第3の一の 3(21)③</p>
	<p>⑤ 適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。</p> <p>ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>イ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求</p>	はい・いいえ	<p>条例 第32条第4項</p> <p>平11老企25 第3の一の 3(21)④</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。</p> <p>(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p> <p>※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となりました。適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。</p>		
39 業務継続計画の策定等	<p>当該項目の適用にあたっては令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日より次のとおり義務化されました。</p> <p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</p> <p>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。さらに、<u>感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</u></p> <p>② 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係</p>	はい・いいえ	<p>令3厚労令9 附則第3条</p> <p>条例第32条の 2第1項 平11厚令37 第30条の2</p> <p>平11老企25 第3の一の 3(22)②</p> <p>平11老企25 第3の一の 3(22)②</p> <p>条例第32条の 2第2項</p> <p>平11老企25 第3の一の 3(22)③</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。</p> <p>※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。</p> <p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>		<p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(22)④</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(22)①</p> <p>条例第 32 条の 2 第 3 項</p>
40-1 衛生管理等	<p>① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p>※ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回(ただし、深夜業労働者等は 6ヶ月以内ごとに 1 回)、定期に健康診断を実施しなければなりません。</p> <p>※ 訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。</p> <p>※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。</p> <p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p>当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか点検してください。</p> <p>なお、この措置については、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p><u>当該項目の適用にあたっては、令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日より次のとおり義務化されました。</u></p> <p>③-1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要です。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>条例第 33 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 31 条 労働安全衛生法第 66 条 労働安全衛生規則第 44 条 1 項、第 44 条 2 項 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23)①</p> <p>条例第 33 条第 2 項</p> <p>条例第 33 条第 3 項 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23)②</p> <p>条例第 33 条第 3 項 第 1 号</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23)②イ</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p> <p>(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p> <p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>③-2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p> <p>③-3 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。</p> <p>※ また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平 11 老企 25 第 3 の一 の 3(23)</p> <p>条例 第 33 条第 3 項 第 2 号 平 11 老企 25 第 3 の一 の 3(23)②口</p> <p>条例 第 33 条第 3 項 第 3 号 平 11 老企 25 第 3 の一 の 3(23)②ハ</p>
40-2	① 事業所における取組として以下の対策を講じていますか。	はい・いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
新型コロナウイルス感染症対策	<p>ア 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進</p> <p>イ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備(直近2週間)</p> <p>② 職員の取組として以下の対策を講じていますか。</p> <p>ア 「高齢者介護施設等における感染対策マニュアル改定版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底</p> <p>イ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底</p> <p>ウ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応</p> <p>エ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組として、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底</p> <p>③ ケア等の実施時の取組として以下の対策を講じていますか。</p> <p>※ サービスの提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時には以下の点に留意してください。</p> <p>ア 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続</p> <p>イ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化する恐れが高いため、勤務上の配慮を行う</p> <p>ウ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底し、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫</p> <p>エ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組についても、厚生労働省通知等を参考とし、適切に実施してください。</p>	はい・いいえ	社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日事務連絡)
41 掲示	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という)掲示していますか。</p> <p>※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、訪問介護員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等をいいます。</p> <p>② 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p>※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。</p> <p>※ 次に掲げる点に留意して掲示及びウェブサイトへの掲載を行ってください。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p>	はい・いいえ	<p>条例第34条第1項 平11厚令37第32条 平11老企25第3の一の3(24)①</p> <p>条例第34条第3項 平11省令37号第32条第3項 平11老企25第3の一の3(24)①</p> <p>平11老企25第3の一の3(24)①</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>ウ 指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましい。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や居宅基準 第 217 条 第1項の規定に基づく措置に代えることができる。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。</p>		<p>条例 第 34 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(24)②</p>
42 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう対策を講じていますか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p> <p>④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省)」を参照してください。</p>	はい・いいえ	<p>条例 第 35 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 33 条</p> <p>条例 第 35 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(25)②</p> <p>条例 第 35 条第 3 項 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(25)③</p> <p>個人情報の保護に関する法律 (平 15 年法律 第 57 号)</p>
43 広告	<p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。</p>	いない・いる	<p>条例第 36 条 平 11 厚令 37 第 34 条</p>
44 不当な働きかけの禁止	<p>居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は利用者に対して、利用者に必要なサービス位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはいませんか。</p> <p>※ 居宅介護支援事業者に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定訪問介護事業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、利用者に必要なサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはいませんかとしたものです。</p> <p>具体的には、例えば、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けるよう働きかけるような場合が該当します。</p>	いない・いる	<p>条例 第 37 条 平 11 厚令 37 第 34 条の 2 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(26)</p>
45 居宅介護支援事業者に	<p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	いない・いる	<p>条例第 38 条 平 11 厚令 37 第 35 条 平 11 老企 25</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
対する利益 供与の禁止			第3の一の 3(27)
46 苦情処理	① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 オ ウェブサイトに掲載すること。(取り扱いは、No.41の掲示を参照)	はい・いいえ	条例 第39条第1項 平11厚令37 第36条 平11老企25 第3の一の 3(28)①
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 ※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日厚労省通知)を参考としてください。	はい・いいえ	条例 第39条第2項 平11老企25 第3の一の 3(28)② 条例 第43条第2項 【独自基準(市)】
	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会(運営指導)に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第39条第3項 平11老企25 第3の一の 3(28)③
	④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例 第39条第4項
	⑤ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	条例 第39条第5項
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	条例 第39条第6項
	47 地域との連携等	① 利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。	はい・いいえ

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>② 訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護の提供を行うように努めていますか。</p> <p>※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第 10 条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にサービス提供を行うよう努めなければなりません。</p>	はい・いいえ 該当なし	<p>条例 第 40 条第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(29)②</p>
48 事故発生時 の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	<p>条例 第 41 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 37 条</p>
	② 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。	はい・いいえ	<p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30)①</p>
	③ ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ	<p>条例 第 41 条第 2 項</p>
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。		<p>条例 第 43 条第 2 項 【独自基準(市)】</p>
	④ 利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	<p>条例 第 41 条第 3 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30)②</p>
※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。			
⑤ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	<p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30)③</p>	
49 虐待の防止	<p>当該項目の適用にあたっては、令和6年3月31日までは努力義務でしたが、令和6年4月1日より次のとおり義務化されました。</p> <p>虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p>		<p>令 3 厚労令 9 附則第 2 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31)</p>
	(1) 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第3条の一般原則に位置付けられており、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。		
	(2) 虐待等の早期発見 従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。		
	(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手续が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</p>		
	<p>以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。</p>		
	<p>① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。</p> <p>※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>	はい・いいえ	<p>条例 第41条の2 第1号 平11厚令37 第37条の2 平11老企25 第3の一の 3(31)①</p>
	<p>② 訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p>	はい・いいえ	<p>条例 第41条の2 第2号 平11老企25 第3の一の 3(31)②</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか</p> <p>※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p> <p>④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <p>※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>	はい・いいえ	<p>条例第41条の2第3号</p> <p>平11老企25第3の一の3(31)③</p> <p>条例第41条の2第4号</p> <p>平11老企25第3の一の3(31)④</p>
50 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号) ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発第0329第1号)</p>	はい・いいえ	<p>条例第42条</p> <p>平11厚令37第38条</p> <p>平11老企25第3の一の3(32)</p>
51 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>② 利用者に対する訪問介護の提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ア 訪問介護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録</u> エ 市町村への通知(項目34参照)に係る記録 オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	はい・いいえ	<p>条例第43条</p> <p>平11厚令37第39条</p> <p>条例第43条第2項、3項</p> <p>【独自基準(市)】</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。		平11老企25第3の-の3(33)
52 共生型訪問介護の運営基準	共生型訪問介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。	はい・いいえ	条例 第44条第2号 平11厚令37 第39条の2 第1項第2号 平11老企25 第3の-の 4(3)
第6 変更の届出等			
53 変更の届出等	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長(介護保険課)に届け出ていますか。	はい・いいえ 事例なし	法第75条第1項 施行規則 第131条 平12老企36 第一の1(5)
	※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。 ※ 「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等(算定する単位数が増えるもの)については、算定する月の前月15日までに届出が必要です。		
	② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(介護保険課)に届け出ていますか。	はい・いいえ 事例なし	法第75条第2項
第7 その他			
54 介護サービス情報の報告及び公表	山梨県(介護サービス情報公表システム)へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。	はい・いいえ	法 第115条の 35第1項 施行規則 第140条の 44